

イギリス全土に分布するヘッジロー（生け垣）

①基礎情報

a) 気候について：北大西洋海流の影響で、高緯度の割には温和な気候をもち全土が温帯気候である。気温は冬期が東海岸に比べ西海岸の方が高く、夏季は逆に東海岸の方が高温になる。降雨は平均しており季節による変動が少ない。

首都ロンドンの年平均気温 10.0℃と年降水量 750.6 mm

b) 面積：24.3 万 km²

c) 人口：(2008) 6,101.8 万人

d) 土地利用：(2005 年) 農地 17.0 万 km² (70.1%) [耕地 5.7 万 km² (23.9%)、牧草地 11.2 万 (46.2%)]・森林 2.8 万 km² (11.8%)、その他 4.4 万 km² (18.1%)



写真 1. 南ウェールズ、ブラックマウンテン地方の多様な型のヘッジロー

出所：Defra (2007:36) .

②全国に分布するヘッジロー

歴史的にも土地開発の進んだ EU(欧州連合)では、陸地の過半が農地であるため、農地における生物多様性の保全が、早くから論議されてきた。イギリスでは、2005 年の統計によれば牧草地を含む農地が国土の 70.1%に達する。そのような農地の境界を示す目印のヘッジローが、生物多様性に大きく寄与している。

国の調査の手引きで、ヘッジローの長さは20m以上、根元の主要な木の幹の幅が5m以下と定義されている。これまでの調査によるとイギリスには、現在ヘッジローが総延長で45万 km存在すると推定されている。今日ヘッジローはイギリスの森林や農地の動植物にとって、最も重要な生息地として注目されている。調査によれば、600種余の植物、1500種の昆虫、65種の鳥類、20種の哺乳類がヘッジローに棲息・生息している。ところが戦後1945年以来ヘッジローは減少を続け、特に1980年代後半には各地で21-27%も減少した。2006年の時点でも、健全なヘッジローといえればイギリス全国で22%程度でしかないという。



写真2. ヘッジローの分布を平面図として把握するに有効な空中写真
出所: Defra (2007:32).

③ヘッジローの保護や補修計画

2001年3月に欧州委員会は農業生物多様性行動計画を採択した。EUは生物多様性の保全と持続可能な利用のために、現行のCAP(共通農業政策)の中で具体的な優先事項を正式に明にした。ヘッジローの積極的な保護は、行動計画の中で次の諸項目ともに優先事項に含まれている(欧州委員会、2001:19)。

- ・生物多様性を重視した健全な農業活動の開発；
- ・投入資材の低減(肥料等)や農業生産の粗放化の支持(とくに畜産)；
- ・線状構造物(生け垣、野生生物の回廊)を含む自然資源の持続可能な管理。

EUでは2003年のCAP改革の際に、生物多様性の保全を目指した措置を強化している。生息地保全の規定が含まれて、野鳥指令と生息地指令の両規定が採択された。イギリスでは重要なヘッジローが1997年のヘッジロー規則によって保護されている(表1)。規則には野生生物、景観、また歴史的な理由などでヘッジローの重要性が認定された多くの基準が規定されている(The Hedgerows Regulations, 1997)。イギリスでは現在、地方自治体や地元NGOなどが中心となってヘッジロー保護、修復に努めている。

表 1. イギリスにおける農業政策 (CAP) と環境政策 (ナチュラ 2000) との調整過程

年次	主 な 事 項
1973	イギリス EC 加盟
(1940-80)	(ヘッジロー大幅に減少)
1979	EU 野鳥指令
1992	EU 生息地指令 農業環境規則：環境と調和し、農村の自然空間を守る・・・
1994	イギリス生物多様性行動計画
1997	イギリス ヘッジロー規則 CAP 自然価値の高い農業 (HNV Farmland)
1998	国民に意見を聞き「生物多様性を振興する改革の好機」公表
1999	EU CAP 地域開発・農業環境制度：92 年農業環境規則を継承
2002	農業環境制度で粗放化、多様性重視等に線的な地物としてヘッジロー評価
2003	CAP 生物多様性保全の強化

出所：日本生態系協会(2004:20)を改訂。

参考文献

Defra. 2007. Hedgerow Survey Handbook.140pp. <http://www.defra.gov.uk> (defra: Department for Environment Food and Rural Affairs)

日本生態系協会. 2004.改訂版環境の時代を迎える世界の農業—生き物を大切にする農業の法律. 日本生態系協会,東京, 148pp.

欧州委員会. 2001. 欧州理事会及び会議への欧州委員会報告、農業に関する生物多様性行動計画 (第 3 編) .COMMUNICATIONFROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THEEUROPEAN PARIAMENT:Biodiversity Action Plan for Agriculture. (農業環境技術研究所.情報：農業と環境 No.21. <http://www.niaes.affrc.go.jp/magazine/mgzn021.html>)

The Hedgerows Regulations. 1997.

Statutory Instrument 1997 No.1160.<http://www.opsi.gov.uk/si/si1997/19971160.htm>